営利加算について

「営利事業を営むことを目的」とする団体・個人事業主の
活動である場合は、営利加算となります。
※個人の利用であっても、営利事業を営むことを目的とする利用内容の
場合も営利加算の対象です。

なお、附属設備の利用料は営利加算されません。

	営利加算になる場合	営利加算にならない場合
利用者（団体または個人）	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、士業事務所、営利事業を営むことを活動目的としている団体・個人　　など	財団法人、宗教法人、学校法人、特定非営利活動法人、労働組合、任意団体、サークル、個人　　など
利用内容	・物品の販売や宣伝 ・教室やスクール ・企業による活動 ・興行・イベント　　など	上記団体・個人による営利事業を営むことを目的としていない活動

上記の表は一例です。
利用者登録の内容にかかわらず、利用内容によっては営利加算と判断させていただく場合もございますのでご相談ください。

Urawa U Hall

2026.09 作成
2026.11 更新